

第 115 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和 3 年 5 月 11 日 (火) 15:00～17:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 5 階共用 C 会議室
(Web 会議システムを利用)
- 3 出席者
会 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授
委 員 浦 尚子 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
同 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所
同 北仲 千里 広島大学ハラスメント相談室准教授、
NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表
同 窪田 充見 神戸大学大学院法学研究科教授
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授
同 木幡 美子 株式会社フジテレビジョン総務局 CSR 推進部長
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
同 中村 正 立命館大学大学院人間科学研究科教授
同 納米恵美子 全国女性会館協議会代表理事
同 渡邊 正樹 東京学芸大学教職大学院教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」の策定に向けて
資料 2 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」女性に対する暴力関係部分骨
子案

(議事録)

○小西会長 ただいまから、第115回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いた

します。

本日は、丸川大臣にも御出席いただいておりますので、後ほど御挨拶をいただければと思います。

本日は、委員が新たに2年間の任期を拝命して初の会合となります。

私は、引き続き会長を仰せつかりました、小西でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、各委員に簡単に自己紹介をいただきたいと思います。お1人1分ぐらいでよろしく願いいたします。

浦委員から、お願いいたします。

○浦委員 皆様、こんにちは。初めましての方もいらっしゃいます。よろしく願いします。

福岡で性暴力被害者支援センター・ふくおかというワンストップ支援センターで相談員をしております。臨床心理士もやっていて、カウンセリングなども行っています。前回から継続して今回で2期目ということで、まだ不慣れな面が多いのですが、皆様、どうぞよろしく願いします。

○小西会長 ありがとうございます。

可児委員、お願いいたします。

○可児委員 弁護士の可児康則です。よろしく願いします。

私は、愛知県でDVが存在する夫婦の離婚事件を中心に弁護士として活動しています。今は、日弁連の両性の平等に関する委員会の委員長をしております。来月で交代になるので、今月まではそれをしていきます。

DVに関することをずっとやってきましたので、その辺りを中心に関わっていければと思っています。よろしく願いします。

○小西会長 ありがとうございます。

次に、北仲委員、お願いいたします。

○北仲委員 こんにちは。広島大学の北仲と申します。

社会学者で、広島大学のハラスメント相談室の専任教員もしていますので、セクシュアルハラスメントやアカデミックハラスメントの相談支援をやっています。同時に、全国女性シェルターネットというDVの民間シェルターの全国団体の共同代表をしております。広島市の性暴力ワンストップのセンターを行っているNPOの代表理事をしていますので、性暴力、DV、ハラスメント、どれについてもいろいろと議論に参加させていただければと思います。

よろしく願いします。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、窪田委員、お願いいたします。

○窪田委員 神戸大学の窪田充見と申します。

大学では民法を教えておりますが、専門の研究領域としては、不法行為法、家族法を扱

っております。そういうこともあって今回はお声をかけていただいたのかなと思っております。

別に法制審議会のこの3月から始まりました家族法制部会にも部会長代理として参加しており、その部会資料としてもこの専門調査会の資料が出されておりました。また、先月は北仲先生に参考人としてお話を伺うことができました。

そうした点で、ご縁のあるお仕事ですので、しっかりさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員 千葉大学の後藤と申します。

専門調査会は、第2次と第3次の基本計画をつくる時に参加させていただいておりますので、久しぶりに戻ってきたなという気がいたしております。

専門は刑事法で、女性や子供の被害や加害について研究しております。最近では、例えば、日本学術会議の出しました性暴力の改正の提言に関わったり、「ちさと」と言っていますけれども、千葉でワンストップセンターの理事などもしております。

そういう意味では、また皆さんといろいろな議論をできることを楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、木幡委員、お願いいたします。

○木幡委員 皆さん、こんにちは。フジテレビの木幡美子と申します。

10年前から、CSRという部署でSDGsやサステナビリティを専門にやっております。その前は、アナウンサーをやっておりました。

この会議にはずっと参加させていただいているのですが、フジテレビでは、ハッシュタグ、子供の命を守るという報道のキャンペーンを行ってしまっていて、若年層に対する性暴力などの撲滅を目指したりしております。また、11月には、パープルリボンのライトアップということで、お台場臨海副都心全体でパープルのライトアップをさせていただいています。そんなこともやっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、種部委員、お願いいたします。

○種部委員 富山県の女性クリニックWe!TOYAMAという産婦人科のクリニックで産婦人科医をやっております。種部と申します。

この女性に対する暴力の専門調査会は、これで連続では3期目になります。ワンストップセンターの立ち上げは富山県でもやっております、ワンストップセンターでの委嘱医として、もともと富山県警察からずっと警察委嘱医として仕事を一緒にやっておりますので、その経験が15年ほどということになります。

実診療の中では、産婦人科医はDV被害者支援に関わることが非常に多いわけでありまして、日本産婦人科医会という産婦人科医の団体のところで性暴力あるいはDV対策あるいはガイドラインの作成等を行っております。

よろしく願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 京都ですけれども、立命館大学に勤務しております、中村といいます。よろしく願いします。

社会病理学という分野が専門ですけれども、主に刑務所での性犯罪者再犯防止、DV加害、虐待する親たちへの面談など、加害者対策を全般に研究しながらやっています。前期に引き続いての参加です。よろしく願いします。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、納米委員、お願いいたします。

○納米委員 納米と申します。

NPO法人全国女性会館協議会の代表理事を務めております。全国女性会館協議会といいますが、全国にございます男女共同参画センターの中間支援的なネットワーク組織です。多くの男女センターで相談業務をやっております、暴力の被害を訴える女性からの相談がたくさん寄せられている。そういうこともあって関わらせていただいていると承知しております。

私自身は、以前は横浜の男女センターで仕事をしておりましたが、今年の4月1日からは川崎市の男女共同参画センターで館長の仕事をさせていただいております。

前期からの引き続きの参加です。

そのほか、DVの被害者支援に関わる民間団体に幾つか関わっております。

よろしく願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 今回、初めて参加させていただきます。東京学芸大学の渡邊と申します。

私は、安全教育、健康教育を大学で担当しておりますのですけれども、今年度からは中央教育審議会の委員のポストもさせていただいております。

内閣府では、これまで防災あるいは交通安全の分野で関わらせていただいたのですが、昨年、生命（いのち）の安全教育ということで、性犯罪・性暴力の防止のための教材づくりの座長を務めさせていただきました。その関係で今回はこちらに参加させていただくことになっているということです。

どうぞよろしく願いいたします。

○小西会長 どうもありがとうございます。

最後に、改めて私から自己紹介させていただきます。

私は、武蔵野大学に勤めておりますが、精神科医で、専門はPTSD治療です。それ以外にも、被害者の治療と申しますか、支援を25年以上やっておりますので、精神鑑定として被害者の方に近く接するとか、裁判で証言するというのもあって、被害者の実情を詳しく聞くということを経験してきたと思います。

現在、法務省の性犯罪に関する刑事法検討会の委員も務めさせていただいております。東京のワンストップセンターの理事もやり、そこの連携の治療も今は行っております。本当に皆様方に支えられて、前期には、初めて1期会長を務めさせていただきました。引き続き、よろしくお願いいたします。

本日は、丸川大臣に御出席いただいておりますので、ぜひ一言頂戴できればと思います。丸川大臣、よろしくお願いいたします。

○丸川男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

皆様、こんにちは。

初めましての方もそうでない方もいらっしゃいますけれども、今日は、こういう形で新しいメンバーで女性に対する暴力に関する専門調査会のスタートを切らせていただくことになり、誠にありがとうございます。

改選によって、小西委員は引き続き会長に就任され、新たに、北仲委員、窪田委員、再びと言ってもいいのかもしれませんが、後藤委員、渡邊委員ということで、議論に加わっていただくことになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

言うまでもないことですが、女性に対する暴力は重大な人権侵害であります。女性が安全・安心に暮らせる環境を整備することは、女性活躍推進の大前提となるものであります。

この専門調査会では、こうした暴力に関わる重要な課題について、平成13年の設置以降、審議を重ねていただけてきました。今年3月にはDV対策の今後の在り方を取りまとめたいただきました。

本日は、女性活躍・男女共同参画のための重点方針2021、いわゆる骨太の女性版と言えるものでありますが、ここに盛り込む事項について皆様方に御議論いただきたいと思っております。

それぞれに専門分野の豊かな知見をお持ちの方ばかりでございますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただきまして、女性にとって安全で安心できる社会をつくるためにお力を貸していただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小西会長 丸川大臣、どうもありがとうございます。

大臣には16時頃まで御出席いただけることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、今回は委員改選後初の会合となりますので、会長代理の指名をさせていただきます。

会長代理については、会長があらかじめ指名することとされています。

会長代理として、納米委員を指名させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

か。

(「異議なし」と声あり)

○小西会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

本日の議事ですが、今、お話しいただきましたように、「女性活躍・男女共同参画のための重点方針2021」の策定に向けて、盛り込むべき事項について委員の皆様からの御意見を伺いたいと思っております。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1としまして、重点方針2021の策定に向けてという1枚紙。

資料2が、この重点方針2021の女性に関する暴力関係部分の骨子案になっております。

参考資料として、1が委員名簿、2が運営規則となっております。

参考資料3と4でございますけれども、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の概要と本文。

参考資料5と6が、「DV対策の今後の在り方」の概要と本文となっております。

御確認をいただければと思います。

○小西会長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

「女性活躍・男女共同参画のための重点方針2021」の策定に向けて盛り込むべき事項について、まず、内閣府から説明いただきたいと思っております。

○難波男女間暴力対策課長 それでは、資料に基づきまして、御説明させていただきます。

本日の議題の「女性活躍・男女共同参画のための重点方針2021」の策定について、まず、資料1でございます。

政府においては、毎年、女性活躍・男女共同参画の実現に向けて重点的に取り組む施策等を盛り込みました重点方針を、6月をめどに策定することとしております。本年の重点方針の策定に当たりましては、先月、4月28日に開催されましたこの専門調査会の親会議であります男女共同参画会議において、資料1のとおり、3つ目の○のところですがけれども、女性活躍のための環境整備としまして、例えば、女性に対するあらゆる暴力の根絶について盛り込むことが考えられる旨、御説明がなされたところでございます。本日は、委員の皆様から、この女性に対するあらゆる暴力の根絶に関しまして、重点方針に盛り込むべき内容などについて御意見を賜ればと思っております。

御意見を伺うに際しまして、盛り込むべき事項の骨子案としまして、資料2でございますけれども、事務的にたたき台を作成させていただいております。こちらについて、まず、御説明させていただきます。

1つ目の柱でございますけれども、性犯罪・性暴力対策の強化について、先ほど申し上げました参考資料3と4として配付しております昨年6月に取りまとめました「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づきまして、令和4年度までの3年間を集中強化期間とし、

関係府省において実効性ある取組を進めていく中で、特に集中強化期間の最終年度であります令和4年度に向けて、次の取組を一層強化することが考えられるのではないかと、このことでもまとめさせていただいたものでございます。

1つ目が、ワンストップ支援センターの体制強化でありまして、これに関して盛り込むべき内容としましては、例えば、性犯罪・性暴力被害者のための交付金によるワンストップ支援センターの安定的な運営、相談員の処遇の改善を図ることとか、被害者がより相談しやすい環境を整えるために、昨年10月に導入しました最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号につきまして周知・広報を進め、さらにその通話料の無料化を目指すこと。また、関係府省と連携しまして、広報資料を配布するなどをしてワンストップ支援センターの周知徹底を図ること。そのほかに、若年層を含む相談者が相談しやすいよう、昨年の10月から試行実施をしておりますSNS相談、Cure Time（キュアタイム）のシステムの改善やメール相談、オンライン面談、手話、外国語通訳の活用など、ワンストップ支援センターにおける多様な相談手段を提供すること。さらに、このセンターにつきまして、24時間365日対応を推進するとともに、国において夜間・休日に対応できるコールセンターを令和3年秋に設置して、その対応に向けた必要な体制の整備を進めること。そうしたことが盛り込むべき内容として考えられるのではないかと考えております。

2つ目ですけれども、刑事法の改正について、その内容としましては、法務省で性犯罪に関する刑事法検討会において指摘されております論点について検討を進め、検討結果に基づいて法改正を含め所要の措置を講じることを盛り込むことが考えられるのではないかと考えております。

3つ目が、生命を大切にす、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための生命（いのち）の安全教育の推進であります。盛り込むべき内容としましては、例えば、文部科学省で性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業を、令和3年度、令和4年度に実施して、教育機関における実証を通じた指導モデルを開発し、令和5年度に、全国の小中高、各学校で教育を開始することが考えられるのではないかと考えております。

4つ目が、わいせつ行為をした教員等の厳正な処分でありまして、盛り込むべき内容としましては、わいせつ行為に及んだ教員の原則懲戒免職、遺漏のない告発を各教育委員会に徹底すること、文部科学省で始められました官報情報検索ツールの適切な活用を促進すること、さらに、過去に児童生徒等へわいせつ行為を行い懲戒処分等を受けた者の教員免許の管理の在り方等につきまして、より厳しく見直すべく、必要な対応を行うこと、併せて、保育士などにつきましても同様の対応を検討することが考えられるのではないかと考えております。

5つ目が、学校等で相談を受ける体制の強化ということで、盛り込むべき内容としましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家の配置拡充など相談体制の強化、相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実が考えられる

のではないかと考えております。

6つ目の性犯罪に対する再犯防止施策のさらなる充実につきましては、刑事施設などにおいて性犯罪者に実施しております認知行動療法を生かした専門的プログラムのさらなる充実を進めること、GPS機器の装着義務づけなど新たな再犯防止対策について検討を行うことが考えられるのではないかと考えております。

7つ目ですけれども、警察における被害申告・相談をしやすい環境の整備としまして、内容としましては、性犯罪被害者の届出の即時受理の徹底、女性警察官の配置、性犯罪指定捜査員としての女性警察官の指定、研修の充実といったことが考えられるのではないかと考えております。

8つ目ですけれども、インターネット上の性的な暴力の根絶に向けた取組であります。盛り込むべき内容としましては、関係法令の適用により、違法行為に対しより一層厳正に対処することや、ICTリテラシーやメディアリテラシーの向上のための取組を推進すること、特に自画撮り被害を防止するための児童・保護者に対する教育・啓発などを進めることが考えられるのではないかと考えております。

最後、9つ目でございますけれども、障害がある被害者への配慮の充実ということで、盛り込むべき内容としましては、被害者の事情聴取の在り方等について、精神に障害がある性犯罪被害者に対する代表聴取の試行等の取組を通じ、より一層適切なものとなるよう検討を行うことなどが考えられるのではないかと考えております。

2つ目の柱でございますが、配偶者等からの暴力への対策の強化です。

まず、1つ目が配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討であります。これにつきましては、参考資料5・6として配付しております本年3月にこの専門調査会でまとめたいただきました「DV対策の今後の在り方」を踏まえ、通報の対象となる配偶者からの暴力の形態、保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大などについてさらに検討を進めることなどが考えられるところでございます。

2つ目の民間シェルター等における被害者支援のための取組であります。盛り込むべき内容としましては、民間シェルター等が行う先進的な取組を都道府県に対する交付金で支援しているパイロット事業をさらに実施していくことが考えられると思っております。

3つ目ですが、配偶者暴力相談のさらなる充実としまして、盛り込むべき内容としましては、昨年4月に開始いたしました「DV相談+（プラス）」について相談対応体制のさらなる充実に取り組むことが考えられるのではないかと考えております。

4つ目ですが、加害者プログラムの試行実施と基礎的なガイドラインの策定につきましては、被害者支援の一環としまして、令和3年度に加害者プログラムについて引き続き施行実施することと、その検証結果などを踏まえ、令和3年度内に地方公共団体で活用可能な基礎的なガイドラインなどを策定することなどが考えられるところでございます。

5つですけれども、婦人保護事業の見直しの検討につきましては、厚生労働省で行われておりました困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会の中間取りまとめ

を踏まえまして、早期の法改正を含む新たな枠組みの構築に向け、必要な対応を行うことが考えられると思っております。

最後は、デートDVに関する予防のための広報啓発としまして、デートDVについて予防のための若年層への教育・広報啓発を充実することなどが考えられるところでございます。

説明は、以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの内閣府からの説明も踏まえ、皆様から御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。どなたか御意見はございますか。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 お願いいたします。

先ほど御説明のあった中で、まず、性暴力・性犯罪対策のほうについて少しお話を伺いたいと思います。

今回、工程表をつけていただいて、強化の方針について一つずつ着実に政策を進めていかれるという工程が見えたことで、より議論がしやすくなったと思っております。参考資料4でいただいたところにありますけれども、ワンストップの機能強化をするに当たりまして、8ページ、24時間365日対応をするために、まず、コールセンターという話が出てまいりました。これはこれまでの議論にもあったと思うのですが、各都道府県にできたワンストップセンターで支援員の方が24時間それぞれへばりついて頑張っているというのは大変ロスが大きいということで、コールセンターを一元化して、そこから緊急で支援が必要になったときに各都道府県で夜間であっても対応できるようにということかと理解しておりました。もしそうだとすると、コールセンターができたはいいけれども、各都道府県で同行支援ができる体制ができているかが課題ですが、これから練っていくという理解でよろしいでしょうか。これが1点であります。

支援員が対応できないようなところは体力をつけるために運営の支援をしないといけないのだと思うのですが、病院の確保という意味で、9ページに当たりますかね。被害者支援を担う病院をとにかく確保しないといけない。都道府県によっては、なかなか医療機関が確保できていないことが課題と認識しておりました。病院を設置するに当たって、中長期的には、総合病院、公的病院をワンストップの担い手となるように考えているという計画がどこかにあったかと思うのですね。これには少し疑問がありまして、公的病院あるいは公立病院のほうが中長期的に安定だろうというお考えで書かれているのだと思うのですが、これから地方においては地域医療構想が始まります。そういったしますと、病院の再編・統合が行われていくと、よりアクセスが悪くなる可能性があります。むしろ、公的病院、公立病院、大きな総合病院よりも、民間の小さなクリニックであっても必ず対応してくれる熱いドクターを育てたほうがよいと。場所が変わっていても、むしろよい。新陳代謝をし新しく参入する人をどんどん養成していくということ、例えば、各都道府県の医師会などに責務として負わせるなど、意欲ある医師の養成のほうが効率的なのでは

ないかと考えていました。公的病院、公立病院で担い手を探すとすると、またハードルが上がる場合があります。こちらについてはどう考えていけばいいのかということについて、もし方針があれば、教えていただければと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

まず、最初のほうのワンストップ支援センターの24時間365日化に伴うコールセンターと地方との連携については、内閣府のほうでお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 まず、今種部委員から御質問いただきました1点目でございます。コールセンターの設置ですけれども、最終的には各都道府県のワンストップ支援センターで24時間365日対応ができるような形が望ましいと考えております。そのために我々のほうでも交付金を用いてワンストップ支援センターの運営に関して支援を行っているところでございます。ただ、すぐに各都道府県で一律に24時間365日の対応ができるものではありませんので、まずは夜間・休日に対応できるようにということで、国で一元的にコールセンターを設置させていただき、今24時間対応等をされているところにつきましては、引き続きそのような体制を取っていただくことが望ましいと思っております。コールセンターを設置した暁には、各都道府県のワンストップ支援センターにつなぐわけですけれども、各都道府県のワンストップ支援センターでオンコールの対応ができるようにということで、去年の12月になりますけれども、その旨につきましても併せて通知をさせていただきまして、お願いしているところでございます。

2点目の病院の確保でございますけれども、強化の方針の本体、9ページの真ん中辺り、「特に中長期的な関係の安定を見据えた公立病院や公的病院への設置や連携を含め、関係強化を図る」ということで進めているところでございます。ワンストップ支援センターにつきましては、病院設置型が一番望ましいかと考え、施策を進めているところでございますけれども、ワンストップ支援センターの病院設置型以外の部分につきましても、例えば、昨年度の補正予算でワンストップ支援センターの増設に関する交付金を措置させていただきました。それで各拠点の病院などについての看護師の方の研修なども含めて支援をするということで、人材育成にもきちんと取り組んでいこうと思っております。そのほかにも、通常の研修等を通じて、ワンストップ支援センターの職員の方には広く知識を身につけていただけるような研修もきちんとやっていくこととしております。

○小西会長 ありがとうございます。

○丸川男女共同参画担当大臣 今の種部先生の御指摘は恐らく機関に任せるよりも属人的なほうがいいのではないかという御指摘だと思いますので、それについては、恐らく産婦人科医会の中にもネットワークがあると思いますので、そうしたものとうまく連携ができるのかどうかよく確認をさせていただきながら、地域にどのぐらい人材とリソースがあるのかということも含めて確認をさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○種部委員 ありがとうございます。

病院の中で担い手になっていた総合病院の中のキーになるドクターが人事で異動になることがあったりするのですが、そうすると対応できなくなって緊急避妊薬を出してもらえなくなったというのはよくある話でありまして、大臣におっしゃっていただいたように、人がとにかくちゃんとつながって確保できるという仕組みを後ろにバックアップとしてつけておくほうが安全ではないかと考えた次第です。またお願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

北仲委員、どうぞ。皆様、お手が挙がっている順番にまたお話しさせていただきます。

○北仲委員 同じく、性暴力について、夜間のコールセンターについては、多分初めての方がこの夜間につながって地元のセンターにつながるのであればそれは役に立つと思うのですけれども、広島などで夜間に多く電話がかかってくるのは、対応中の方、継続中の方が、例えば、今日の昼間に一緒に警察に行ってもらってああいうふうに言われたけれども、家族と相談したらこんなふうにしたのだけれども、どうなのでしょうとか、ずっと継続中の方からかかってくる人が多いわけですね。それを中央の全国のセンターで受けてしまって、正しい対応はなかなかできないと思うのですけれども、もしこのコールセンターの使い方を間違えると、せっきくのワンストップ的・全方位的・継続的な支援がぶちっと切れてしまうという逆効果になるのではないかと。24時間化はいいことかもしれませんが、どんなケースをつなぐのかということによっては逆効果になるのではないかと少し心配していますので、ぜひどんなケースをどんなふう役に立てるのかという議論をしていただきたいと思います。

さっきの種部先生の意見に続けて、広島もかなり中心になって頑張ってくださいのドクターがいるおかげでかなりできている部分もあるし、そのドクターがいない地域では非常に困っているという両方の面があります。人が大事で、特に大きな病院で夜間・休日にやってくださいところで、女性の医師であっても、宿直のほかの先生で診てもらったがために、間違った診断というか、違う見解が出てしまうと、例えば、性暴力の傷がないですよという診断書が出てしまうと、その後に熟練した医師が診て性暴力を受けていましたと言われても、警察では違う診断が出ているので使えないということを私たちは休日によく経験しているのです。本当にスキルを持った医師が何人か育つということが、精神科医療でも産婦人科でもすごく大事だと思っています。

他方で、最近、逆によかったなと思ったのは、ソーシャルワーカーや地域連携室の方がおられる大きな病院に子供の被害をお願いしたところ、先にたくさんの手配をしていただいて、例えば、別室で待機するとか、嫌な思いをしないようにいろいろ配慮して下さったということもあったので、そういう意味で、医師以外にもたくさん病院のほうで理解して連携して下さる方が増えれば、それはすごく役に立つなと思ったのです。単に研修ということではなくて、一つは専門家を育てることと、もう一つはワンストップセンターの意義を理解していただいた上で協力して下さるキーパーソンを地域できちんと増やしていくことも大切かと思っています。これも意見です。

もう一つは、ワンストップセンターは、広島はましなほうなのですけれども、国と県からかなり予算がついて、全員ボランティアではなく働いていますけれども、各地でかなり人件費のばらつきがあって、強化していくという意味ではこの人件費の問題が大きいと思っています。広島もかなり相談が増えていて、本当はスタッフを増やしたいのですけれども、それが一番悩みの種になっているので、そのことについて何か打つ手があるのかどうか、何か手が打てる感じがあるかどうかというところが、もしありましたらお聞きしたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

内閣府のほうでお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 1点目は、コールセンターで継続中の方からかかってきた場合の対応を間違えると大変だ、逆効果になるのではないかとということでございます。北仲先生がおっしゃるとおり、そういった間違いがないようにということで、令和3年の秋を目指して設置することとしておりますが、十分な準備期間を取っておりますので、そうしたケースについてもきちんと対応できるようにきちんと議論していきたいと思っております。

人件費の関係でございますけれども、大事な御指摘だと思っております。対応としましては、今、内閣府でワンストップ支援センターに関しまして運営費の補助ということで2分の1の予算をつけて支援させていただいておりますけれども、そういった予算の拡充が考えられるのではないかと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

今日、お話をいただいた後に、今度、親会議に出ていく形になります。きっちりお預かりしていこうと思っておりますけれども、せっかく新しいメンバーになりましたので、11人の方全員からお話を伺いたいと思います。お答えのほうは私のほうでまとめさせていただきながら、御意見と御質問という形で適宜分けてお話ししたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

続きまして、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 ありがとうございます。中村です。

骨子の2つ目のDVの配偶者等から暴力の対策の強化のところ、①から⑥まで挙がっているところについて、2点、質問のような意見のようなことになっています。

参考資料5やパワポでは出ているのですけれども、①から⑥の中に、虐待対応との関係についてももう少し可視化したほうが良いと思っています。資料には出ていまして、前期までの委員会でもかなり議論していたところです。虐待対応から、私も厚労省の調査研究事業に参加しているのですが、向こうは向こうでこっちの方針を待っているような感じもするのです。あるいは、DV対策上の支援をそこにビルトインしなければならないということは考えていて、実際に事案対応をしていると、虐待家族には当然DVが組み込まれているの

です。虐待対応をしている人たちからすると、パートナーシップについては必ずしも専門的ではない。さらに、虐待があると逃げられないという現状が一方で出てきますので、児童福祉法上は分離措置の強い権限を持っていますので、その分離措置を作動させながら、そこに虐待親指導だけではなくてDV対応という形で父親指導をしたほうが両面で効果的だということが既に分かっています。強い分離措置の権限を持っていますから、ソーシャルワーカーがそこにいるわけですね。そういうことが作動させられるので、この①から⑥の中でそこがまだよく見えてこないと思えるので、虐待対応との連携でこの委員会やDV対策上の課題として可視化したほうが良いと思っています。それはどこにどう見えてくるのだろうかということで、どこかに組み込まれているのだったら文言や単語の追加でもいいし、項目を起こしてもらおうと余計にありがたいなと思っているのが1点です。

4つ目の加害者プログラムのところで、これも別途の調査研究事業でかなりやり込まれていて、継続をしていく方針だと思われまますので、この継続の方針、今年度の試行実施の方向性とか、参考資料5では地域社会で安定的な運営と出てくるのですが、当然、地域社会に丸投げをするような形ではなくて、国で一定の指針を持って、財政的・人的支援も含めて地域社会と自治体と連携しながらということも多分この④には含まれていると思うのです。その地域社会という言い方のインプリケーションについて確認をしたいということです。それと、今年度の試行実施などの方針があればと思っています。

以上の2点です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、御意見として今のは伺っておくということでよろしいですかね。御質問があったら後でまたお願いいたします。

続いて、後藤委員、お願いいたします。

○後藤委員 ありがとうございます。

今のことも少し関係するのですけれども、この両方のところで児童に関する性虐待や児童虐待という言葉が全然出てきていないのはかなり気になっております。DVとの関係だけではなく、児童への性虐待がかなり大きな問題となっております。そういう意味で、御存じのように、2017年に監護者性交等罪という新しい刑法の条文が導入されましたが、それがどういうふうになっているのか、どのような形で適正に運用されているのかということをお聞きすることができないので、そこら辺について、法律が改正された後にどのような形で適切に対応されているのかというフォローアップをしていくことをぜひどこかに入れていただきたいというのが1点目です。

2番目なのですけれども、学校についてです。私は、今、千葉県教育委員会であった子供に対する性暴力事案に関する検討会で提言をまとめている最中でございますけれども、それとの関係で、当然ながら、文科省がやられている官報の掲載のデータベース化はとても素晴らしいと思いますし、また、子供たちにたいして生命（いのち）の安全教育の推進をやっていただいているのはいいと思うのですけれども、問題は、どのような事案でも発

見するのがすごく困難なのですね。千葉の事案ですと、何年にもわたって被害者を出し続けていたと。いろいろな方に聞き取りをしても、発見するのがとても困難なのです。そこで、子供たちが身を守ることはとても大事なのですけれども、発見する場合に子供たちから言うことがかなり困難なので、発見するという目を大人が養わなければいけないと思っています。そのためには、教員養成のシステムに性暴力やDVという強化の方針に載っているようなあらゆることをちゃんと学ぶという教員養成課程での仕組みをどこかで取り入れないと、終わってから処罰してもかなり遅いと私は思いますので、終わった後の処罰よりは、教員がきちんと発見できる目とか、教員養成課程で何か組み込むこと、また、各教育委員会で行動規範をきちんとつくっていただきたいと思います。18歳未満であれば、同意があろうがなかろうが権力関係がありますから、それは暴力だということで、厳正に処罰する、処分するという行動規範を、各都道府県、市町村も全てそうだけれども、教育委員会に文科省から徹底していただくぐらいの対応をしていただかないと、十分にはいかないとは思いますが。

また、もう一つ、学校に関して、照会事例、以前の事例がかなりあるわけです。それについてもどこかでデータベース化して、市教委や県教委が雇おうとするときに参考にできる。もちろん参考にするだけで、それで雇うということになれば、そのことを知りながら市教委や県教委が雇ったということで責任を明らかにすることができますので、そのぐらいのことをしなければ子供たちを守れないというのが実感でございます。そういう意味では、子供に対する教育やわいせつの処分だけではなくて、発見という記載をぜひ入れていただきたいと思います。

もう一つだけなのですが、先ほど言いましたけれども、親からの性被害に特に見られますけれども、性被害の後に妊娠することがあります。今、厚生労働省で中絶薬が認可されるという状況になっていますが、その中絶薬がかなり高くなるという状況があるように伺っています。10万ぐらいということなのです。緊急避妊薬は多分子供の性被害に関してはあまり役に立たないと思っておりますので、中絶薬に対して適切に手に入るような仕組みを取り入れていただきたいと思います。

もう一つだけ、児童相談所との連携が、例えば、ここで書いてあるような司法面接に関してもとても重要だと思うのですが、例えば、学校で発見された性被害についても児童相談所で聞き取りをするという仕組みも構築していただきたいと思ったり、司法面接の場合で得られた証拠を証拠化することが今はとても難しくなっています。刑事訴訟法の改正も視野に入れないと、ただ聞き取っただけ、それで終わりですということで、厳正な処罰にはつながっていかないので、刑事訴訟法の改正で証言を物証化することもぜひ進めていただきたいと思ったり。

すみません。長くなりました。よろしく願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

基本的には御意見と承りました。子供に関する問題が幾つか出ていますけれども、もし

あれば後でまとめて文科省にも伺ってみたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

3人お手が挙がっていますので、可児委員、納米委員、窪田委員の順番で参ります。

○可児委員 ありがとうございます。

私は、DVに関する関係での意見になります。

今日も配られていますDV対策の今後の在り方の33ページのところで、「非身体的暴力については法益侵害の程度、被害者に与えるダメージは身体的な暴力と変わるものではなく、むしろ長期間にわたってそれが持続することによって回復をより困難にさせるものであることから、身体的な暴力と同様に扱うべきである」ということを述べています。これはDV法の改正だけではなくて、DV対策において非常に重要な視点ですし、社会に対する重要なメッセージにもなります。ぜひ重点方針の中でもこの部分に関してはきちんと盛り込んでいただきたいと思っています。

同じDV対策の今後の在り方の中で、逃げられないDV／逃げないDV対応についても課題として挙げたところでもありますので、これもぜひ対策の強化の部分で何らかの形で触れていただく必要があるのではないかと考えています。

最後ですけれども、先ほど中村先生もおっしゃっていましたが、児童虐待との連携の関係は落としてしまっているものではないかと考えています。これは必ず明示的に触れていただく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、納米委員、どうぞ。

○納米委員 幾つかあるのですけれども、1点目は、性犯罪・性暴力対策については、工程表が示されております。DV対策について報告書に記された内容を、今後、どのようなスケジュールで実施していくのかということを示していただければと思います。

2点目、今、可児先生がおっしゃったことと重なるのですけれども、精神的暴力についてです。「DV相談+（プラス）」の事業の分析に関わらせていただきました。北仲さんと御一緒でした。そうしましたところ、精神的暴力について多くの相談が寄せられたということが分かっています。また、精神的暴力は身体的な暴力や性的暴力や経済的暴力や社会的暴力などいろいろなものと重複して複合的に暴力を振るわれているという実態が浮かび上がりました。その点について、重点方針に取り上げていただきたいと思ひますし、DV法改正の際には、精神的暴力を通報と保護命令の要件にぜひ加えていただきたいというのが2点目です。

3点目なのですけれども、配偶者間の性暴力に関することです。配偶者間の性暴力の一つの類型として、避妊への協力が無いというのがかなりあると思ひます。その結果として、予期しない妊娠や望まない妊娠につながってしまっていて、墜落出産や生まれてきた子供をネグレクトによって死亡させるといった事例にもつながっています。こういったことを防ぐ

には、女性側ができる避妊手段へのアクセスを改善していただきたいと思うのです。コンドーム頼りではなくて、例えば、低用量ピルや子宮内リングに健康保険が適用できないだろうかとか、先ほど中絶薬の話も出ていましたが、中絶するといっても経済的に余裕がなければ中絶の費用が賄えないということもありますので、中絶の費用の貸付けができないだろうかとか、そういったことについても考えていただきたいと思います。また、性暴力についてもDV法の通報と保護命令の対象にするかどうかについて検討が行われてきたところです。性暴力についてもぜひ含めていただきたいと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、窪田委員にお願いしたいと思います。

○窪田委員 ありがとうございます。

2点について、発言させていただきます。

一つは、今まで出ていたことですが、言葉による暴力についても、この中に含めていただきたいと思います。言葉による暴力、精神的暴力に関して、身体的暴力と同じように介入できるかという点、当然違いは出てくるだろうと思います。しかし、具体的にどういふふうに入力できるかを含めて検討していく必要があるだろうと思っております。

もう一点、これはむしろ質問ということなのですが、前半の性犯罪・性暴力対策の強化の⑧として挙がっているインターネット上の性的な暴力の根絶に向けた取組に関してです。これはほかの資料からはうまく読み取れなかったのですが、インターネット上の性的な暴力の根絶は、漠然とは何となくイメージができるのですが、先ほどの御説明の中では自画撮り被害についても触れていたかと思ひます。自画撮り被害ということになりますと、恐らく同意のない情報の流出というレベルの問題ですので、同意のない性交渉とはまた性格が違ってくると思ひます。どちらにしなければいけないということではないのですが、ほかの部分と違ってこの⑧だけはぱっと見たときに一体何を企図しているのかがうまく読み取れないと思ひましたので、御質問と併せて、骨子案に含むのだとするとその点についてもう少し分かるようにしたほうがいいのではないかとこのこととさせていただきます。

以上でございます。

○小西会長 この⑧に関してだけは、内閣府からまずは御説明いただきたいと思ひます。

○難波男女間暴力対策課長 ⑧のところ、先ほど窪田委員からもお話がありました自画撮り被害に関してこの部分について盛り込むことを考えておる旨を御説明いたしましたが、今、御指摘を受けたことを踏まえて、どういった内容を盛り込むか考えていきたいと思っております。

○小西会長 次に、ほかの方の御意見も伺いたいと思ひますが、いかがでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 渡邊です。

今回、初めて参加させていただきました。

先ほども申し上げましたけれども、性犯罪・性暴力対策の中の生命（いのち）の安全教育について、昨年度、教材づくりをさせていただきました。これについても、工程表の中で今年度はどう進めていくかということについて16ページに挙がっておりました。現実、今、文科省でも、研究事業のための対象を集めているというか、募集しているところですが、もちろん教育として子供たちがとにかく早くこれが犯罪被害であるということに気づくためにも、また、それを防ぐためにも、教育していくことは重要だと思っておりますが、学習指導要領に載っていないようなことを学校の教育の中でやるというのは、難しい部分というか、時間的な問題もあると思っております。そういったときに、学校でやってくださいという学校任せはなかなか難しい。どう推進していくかという、工程表にもありますけれども、小学校や中学校ではなくて教育委員会なり自治体の単位で推進ということを書いていかないとなかなか難しいと思っております。

例えば、ちょっと違うことですがけれども、今、がん教育は学校で進んでいるのですが、がん教育がすごく進んでいるのは、自治体と医師会が結構タッグを組んでしっかりやっているというところがあって、一つには、学校の先生に任せないと言うとあれなのですけれども、要するに、先生だけに任せるのではなくて、自治体が熱心にやることによって、実際にそういう教育ができるという体制になっています。ですので、もちろん研修をした先生方に学んでもらうというのも大事なのですが、学校の先生方はいろいろなことをやらなければいけないとなると、どの方がふさわしいかというのは一言では難しいかもしれませんが、例えば、出前授業的に教えられるような人を学校に派遣してやるというがん教育的な方法を少し考えていくのもあるのではないかと考えております。

次に、わいせつ行為に及んだ教員云々のところと関係するのですが、防止のことになるのですが、最近、私どものほうに情報をもらいまして、学校の中の空き教室でそういう犯罪行為が行われているケースがあるという話がありました。空き教室をどうするかということで意見を求められたことがあったのですが、そういう物理的な問題といえますか、そういう対策もしていく。そんなことをしなければいけないというのはすごく残念な状況ではあるのですが、環境を変えていく。犯罪は、人に見られたくないというのがまずはあるわけですから、人の目がある状況をつくっていくというのは、性犯罪だけではなくてほかの犯罪の多くもほとんどがそうだと思います。そういう視点からも見ていく必要が一つはあるということ。

もう一つ、これも物理的なことに関係するのですが、⑤の学校等で相談を受ける体制の強化になりますが、恐らく学校でこういうケースを相談しやすいのは養護教諭だと思います。スクールカウンセラーもいますけれども、スクールカウンセラーは学校にいる時間が短いですから、養護教諭はそのほとんどが女性の先生です。比較的相談しやすいのですが、保健室に行かれた方は御存じだと思いますけれども、子供たちがいつもいっぱいいます。どこもそうというわけではないですが、特に小学校などは子供たちが常にいる中で、こういう相談は人に聞かれないで相談しなければいけない部分はありま

すよね。一部の学校には、個別に相談するスペースを設けて人に聞かれないようにつくっているところもあるので、そういった工夫も必要ではないかということですね。先生方に「こういうこともありますから、ぜひ頑張って対応してください」と言うことも大事ですけども、学校の中の体制と物理的な環境も同時に考えていく必要があるかと感じました。

私の意見ですけども、申し上げさせていただきました。

以上です。

○小西会長 渡邊委員、どうもありがとうございました。

ここで、大臣が公務の都合により御退室されます。丸川大臣、どうもありがとうございました。

○丸川男女共同参画担当大臣 途中退室をして、申し訳ございません。後で意見をしっかりと伺っておきますので、引き続きよろしく願い申し上げます。

ありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございます。

(丸川男女共同参画担当大臣退室)

○小西会長 皆様、引き続き、御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

種部委員、どうぞ。お願いします。

○種部委員 今、渡邊委員からお話のあった生命（いのち）の安全教育のところですけども、これは実際に学校教育の中でインストールしていくのは非常に難しいと感じています。富山県は比較的性教育をやってきた県なのでいいのですが、スピード感を持ってやらないとよくないなと思っています。その場合に、今、おっしゃっていただいたように、学習指導要領に載っていないものを自治体単位でやっていくのはなかなか難しい。現場の先生方にとっては負担が大きいと思うので、出前授業のような形でやっていくのもよいのではないかと考えています。地方によっては、私もそうですけれども、産婦人科医が出かけて行って出前講座をやっているところがあるんですけども、産婦人科医が足りないところはなかなかその人材がない。

とにかく早く学校教育の中に入れていく、インストールをしていくという意味では、出前授業の形なども考慮すべきだろうと考えています。ただ、そういう人材がないところに対しては、文科省の歯止め規定というものがあって、学校の先生による性教育ができていない。できない環境にあること自体がそもそも問題だと思います。刑法では13歳で性交に同意できるとしているのに、学校教育では程度が高過ぎるので性交を教えないという状況で、どうして性暴力が防げるかというところでもあります。水着で隠れる部分に触れさせてはいけないということを教えるだけでは足りない。共同面接、司法面接のとき、「お尻におちんちんを入れられた」と開示する子どもがいますが、「お尻」という表現しかしないのですね。膣というものの存在を知らないということでありまして、言葉で被害を開示できるためにはどうしてもこの歯止め規定に納得がいかないところでもあります。性交同意

年齢が13歳なのであれば当然13歳になったら自分の体のことは自分で決められるように教育をすべきだと思うので、これに文科省がこれからどう取り組んでいくのか。生命（いのち）の安全教育との関係性の整理が必要と思っています。

この背景には、緊急避妊薬の薬局での販売、処方箋なしの販売について、第5次計画に載っており、これからこれを検討する段階に入っていますけれども、この緊急避妊薬のOTC化とセットで計画に書いたのは性教育です。性の健康教育をちゃんと学校でやっていくことがペアになって行われるべきだということを書いたはずなのですが、OTC化の議論をする場合に、加害者の中には証拠隠滅のために使う人がいることを想定しておくべきだと思います。現在でも、例えば、法廷でDNAが証拠として非常に重視されることが分かっているので、DNAがなくなるまで監禁をしようとする加害者がいるわけであります。緊急避妊薬を飲むことで妊娠を防げることは当然被害者にとってはいいことなのですが、証拠隠滅の懸念は考えておく必要があります。中絶をしたときの胎盤は証拠物であり、今の状況の中で、妊娠という証拠を残さないということで悪用する人が出てこないとは私には思えないのです。こういう背景で、緊急避妊薬を進めるのであれば、その前に予防教育あつてのものだということは強く申し上げたい。産婦人科医が出前授業とかに行けないところは学校の先生がやるべきだと思いますので、歯止め規定を外すことについて、時間のかかることでありますから、文科省には取組をぜひお願いしたいと思います。

もう一点、お願いします。DVの場合に中絶を行うときの配偶者同意については、昨年、大きく進展をいたしました。これは長らくずっと課題でした。DV被害を受けて妊娠しているのに配偶者に同意をもらわないと中絶ができないという状況だったのですが、これは夫婦関係が破綻しているという解釈ということで、ソフトローとして厚労省と産婦人科医の団体に認識の確認をしました。しかし、今度は、DV被害を受けて妊娠したのか、あるいは、夫婦関係が破綻していると認識しているのかどうか、現場の医師に判断が委ねられることになりました。そうなりますと、医師は自分が逆に加害者から訴えられたりしないかということをおそれます。その判断基準の中にDVの定義が入ってまいります。保護命令が出ていなかったらDVとして認めないと言うようなお医者さんもいるわけですから、先ほど納米委員におっしゃっていただいたところでもありますけれども、医師、医療関係者や通告権者に示す判断基準として、経済的暴力、精神的暴力、そして性交のときに避妊に協力しないのは明らかな性的暴力でありますから、そういう状況だったときには配偶者同意が要らない、つまり夫婦関係は破綻していると判断できる基準であるなど、DVについての専門調査会の側でソフトローの基準を定めていくべきではないかと思っています。ぜひこれを通報基準の中に入れていただきたいと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

木幡委員、どうですか。お願いいたします。

○木幡委員 どうもありがとうございます。

具体的な対策等につきましては、ほかの先生方から詳細にいろいろございましたので、私からは普及啓発について一言申し上げたいと思います。

こういった問題が広くメディアに日々取り上げられることが非常に重要になってくると思います。抑止力にもつながると思っております。そういった意味では、こういった重点方針等で、なぜ今この問題を扱っているのか、なぜ強化しなければいけないのかという部分をしっかり入れ込んでいくことも、メディア対策、広報対策として重要ではないかと思っております。

今、非常に追い風といいますか、大きく分けて3つ。例えば、コロナでDVが増えているとか、SDGsに関わるジェンダーギャップ指数のことが多く報じられております。あとは、教員による性暴力も非常に多くのメディアが取り上げておりますから、ある意味、今がチャンスではないかと思っております。そういった時代背景というか、社会的なバックグラウンドとうまく呼応させて、うまくリンクさせてこういった方針を出していくと、より多くメディアに取り上げられ、ひいては問題解決にもつながっていくのではないかと思っておりますので、申し添えさせていただきます。

○小西会長 ありがとうございます。

今、取りあえず皆様から御意見をいただいたわけですが、何人かの方に重ねてお話しいただいたことがございます。本当にここ2～3年の性暴力やDVに関する政策や社会の進展はとても目をみはるところがあると思っておりますけれども、その中でまた新しい問題が出てきていることを感じます。

1つ、今、焦点になっているのが、学校における性暴力・性被害の問題だと思います。たくさんの方がおっしゃっていただきましたので、それに関わって、例えば、司法面接の話あるいは刑法の話もあって、なかなか取り上げ方が難しいのですけれども、取りあえず、まず、文科省からこれについて一言お話をいただきたいと思っております。

○文部科学省 文部科学省でございます。

学校の関連で幾つか御指摘がありました。ありがとうございます。

まず、早期発見が学校では難しいという課題がございました。養護教員やスクールカウンセラーなども強化しているところでございますので、そういった感度を高くするというところがこれからの学校における課題かと考えております。

教員の養成などにおいても、性暴力に関する事項について取り上げるべきではないかということもございましたので、児童生徒へのそういった予防の教育と併せて、教員側の対策も何らかの強化が必要と考えております。

渡邊先生からも、がん教育のような自治体ぐるみの取組が重要ということでございます。まだ生命（いのち）の安全教育は始まったばかりで、なかなかこちらの手探りのところでございますけれども、そういった出前授業などのアイデアも、今後、検討はしていきたいと考えております。

歯止め規定の話がございまして、これは経緯がいろいろとあることではございますけれども、年齢や発達段階に応じた性に関する指導を行いながら、それと今回の生命（いのち）の安全教育を組み合わせ、まずはそういったテーマについて全国の学校で一歩ずつ始めていただくことが大事かと思っておりますので、段階的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

子供の問題は、前期の専門調査会においても、かなり皆様方で大事なこととして取り上げてこられたと思います。「虐待」という言葉が出ていないことについての御指摘をいただいた点のごもつともだと思っておりますので、そこは検討していただきたいと思っております。

○林局長 はい。

○小西会長 今の段階で、まだほかに御意見やお話ししたいことはございますか。

中村委員、後藤委員の順番でお願いいたします。

○中村委員 ありがとうございます。

個別の論点が2つです。

1つは、性犯罪者の加害者対策のところ、参考資料3でしたか、GPSなどの話が出てくるところ、3点ばかり挙がっているのです。私の体験からすると、今、一般調整と特別調整という枠があって、何らかのアプローチを出所後としたほうがいい人たち、特に触法障害者たちには特別調整がかけられて、いろいろな更生支援みたいなものが組まれていくのですけれども、私は性犯罪者も同じように特別調整の対象にできないかと思っております。さらに、犯罪心理学や犯罪社会学の研究のデータから、出所後2～3年で、再犯率が高い、あるいは、社会的孤立状況が顕著に加速されるので、ここに対する手だてが特別大事ではないかと思っております。GPSもいいのですけれども、教育的指導や更生指導という範疇の中で、特別調整の対象にならないかという検討をしてもいいのではないかと思っておりますというのが1点です。

2つ目は、DVの加害者のところで、昨年からずっと議論してきたこともありますが、現行法の枠の中でという強い歯止めがかかっているところでぎりぎりやるので加害者プログラム志向になっているのですけれども、ここについて加害者プログラムへの受講命令や参加命令みたいなものも論点として検討するというくだりも挙げておいてほしいなと思うのです。今の書き方ですと、現行法の枠の中でとしか書いていないので、検討はしてもいいのではないかと。せつかく地域社会で試行するのであればそれぐらいはあったほうが良いと思いますという意見です。

2点です。

○小西会長 ありがとうございます。

ただいまの御意見を含め、例えば、加害者プログラムそのものの現状の話や、子供に関する司法面接の話、刑法における性交同意年齢の話と幾つか法律に関わることが出てきて

おりますので、そこは法務省にまとめてお話しいただければと思います。

○法務省 テーマに合わせて担当者を交代して、順次、御説明申し上げたいと思います。

まず、中村先生から御指摘いただきました加害者対策、再犯防止の関係について御説明申し上げます。

特別調整という仕組みもございますけれども、まず、刑務所・保護観察所等で実施しております処遇プログラムについて、この拡充を検討していくというのが強化方針に基づく施策になってございまして、前回の強化方針のフォローアップの会議の時にも中村先生からその検討状況の現状はどうなっているのかという御質問を頂戴いたしました。この検討自体はもうしばらくお時間をいただきたい、まだ検討している最中でございますが、本日の会議に当たりまして、少なくとも、どういう観点、どういう方向性で検討しているのかを、まず、御報告させていただきます。

この処遇プログラムの内容につきましては、小児に対する性加害を行った者に対する効果的なプログラムの実施方法として、例えば、性犯罪に強く関連している「性的ファンタジー」というものがあると言われておりますけれども、そういった性的ファンタジーに対する補助的なプログラムについて検討を進めております。また、高齢者のみに特化したものではございませんけれども、習慣的行動とみなせるような性犯罪を惹起した者に対する効果的なプログラムの実施方法として、例えば、習慣的行動の嗜癖的な側面に対応するための補助的なプログラムができないかという観点から検討を続けているということでございます。引き続き、強化方針に沿って検討してまいりたいと思っております。

今申し上げた処遇プログラムは刑が終了するまででございますけれども、今、中村先生からも問題意識を御示唆いただきましたとおり、現状ですと、刑事手続、刑の執行が終わると、原則として法務省の関係機関がアプローチをする権限がない中で、その対象者が地域社会に戻っていくこととなります。この点に関連して、例えば、刑が終わった後の地域社会の中でもそういった対象者が希望すれば処遇プログラムを受けられるような仕組みが必要と考えてございます。実際に、当省のモデル事業の枠組みを使って、大阪府などでは、刑事手続を終えた人に対して、地域社会の中で、心理的なカウンセリング、特別なカウンセリングを提供するなどの取組をしていただいているのですけれども、地域社会でそのような取組を広くやっていただくに当たっては、人材の問題あるいはシステムの問題など課題があるかと思っております。こうしたところを国として今後支援できないかを検討していきたいと考えております。

○法務省 続きまして、法務省刑事局から、「性犯罪に関する刑事法検討会」の検討状況について簡単に御説明いたします。

小西座長にも委員を務めていただいておりますけれども、同検討会を去年の6月から今年の4月まで15回開催してまいりました。その中で、例えば、子供が被害者の場合の地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方についての議論や、いわゆる性交同意年齢の在り方についての議論、また、後藤委員から御指摘のありました司法面接的手法による聴取結果の

証拠法上の取扱いの在り方についての議論等を重ねてまいりました。

議論の状況といたしましては、前回の今年4月の会合において取りまとめに向けた議論を行っておりまして、現在、最終的な段階に入っているところでございます。前回会合においてお示した取りまとめ報告書案では、例えば、地位・関係性を利用した犯罪類型、つまり、子供が被害者の場合などについての犯罪類型につきまして、被害者が身体的、精神的又は社会的に脆弱であり、判断能力が不十分であることから、そのような特性に付け込んで行う性交等は被害者の法益を侵害する行為であり、そのような特性に応じた対処が必要であることについては、異論がなかったという案になっております。また、後藤委員から御指摘のありました司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方についても、証人審問権の保護などにも留意しつつ、更に検討がなされるべきであるという方向で、あくまでも案の段階でありますけれども、取りまとめの案が出来上がっている状況でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、後藤委員、お手が挙がっていたと思いますが、お願いいたします。

○後藤委員 今、法務省の御説明があったので、それについて一言だけ言った後、そもそもコメントしたいと思っていたこととお話しさせていただきたいと思います。

検討会でいろいろ御検討いただいている、異論がないとか、そういう形で、中間報告や取りまとめ案ができていることは承知しているのですけれども、もう一度、被害者の視点に立って考えていただきたいというのと、不同意、同意がない性行為が問題なのだとすることを、先ほど木幡委員からもお話がありましたけれども、ちゃんと正確に広報啓発ができるような支援も検討会でできるような形の報告書をまとめていただきたいと思います。

そもそも質問しようとして手を挙げたことです。私はどうしても児童にこだわってしまうのですけれども、児童の性虐待です。先ほど中村委員からもございましたけれども、児童相談所で親と引き離すことはかなりやられているのですね。問題は、引き離した後です。例えば、DVの被害者もそうですけれども、居場所問題はすごく大きくあるわけです。子供の場合は、引き離してしまいますと、例えば、一時保護という形になるのですけれども、その一時保護をした後、適切な居場所がありません。また、かなり精神的に問題を抱えているお子さんが多い中、適切な医療を求めても、例えば、児童精神科医が十分ではないとか、とても忙しいとか、いろいろな問題がございます。そういう意味では、どこに入れるかというのはなかなか難しいと思うのですけれども、もし先ほど小西先生のお話にあったように児童への性虐待という項目が新たに設けられるようであれば、性虐待で親から引き離された子供の居場所とケアの充実をどこかに入れていただければと思っております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

お手が挙がっておられますかね。北仲委員、どうぞ。

○北仲委員 性暴力のところのインターネット上の性的な暴力の根絶という項目に書いて

あることなのですけれども、これは性暴力もDVも両方に関わることで、コロナ禍でオンライン化がかなり進んで、この手の被害相談がかなり増えていると思います。これは、性的な画像を自撮りさせて取られるというだけではなくて、海外では、英語で「Tech Abuse」と言いDVの行為の一つとして言われています。例えば、スパイウェアみたいに、携帯やデジタルツールを使った監視とか、動画の隠し撮りとか、すごくいろいろな形態があると思うのです。ですから、インターネット上に拡散されるということだけに特定するのではなくて、こういうデジタルツールを使った精神的なDVや監視や性暴力は本当に増えているし、特に若い世代が物すごくこのことに苦しんでいると思うので、民間団体で一生懸命相談を受けて問題を掘り起こしているところなんですけれども、かなりはっきり位置づけて、どうということが起きているのかというものを確認して、性暴力だけではなくてDV自体としても入れていくべきことではないかと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、納米委員、どうぞ。

○納米委員 DV対策の今後の在り方の中で、逃げない／逃げられないDVという項目が入ったことについては可児委員から御指摘のあったところなんですけれども、何で逃げないのか、逃げられないのかという一つの要因に、はっきり言って、生活できないからというのがかなり大きいのです。経済問題なのです。『家族のゆくえは金しだい』というタイトルの本を書かれたカウンセラーがいますけれども、本当にそうだと思います。社会で女性の経済力が弱い。それがそのまま家族や夫婦の力関係に持ち込まれて、女性を弱い立場に追いやっている。扶養の範囲内で長年働いてきて、いざ、別れて正規の職に就こうと思っても、食べていくだけの収入を得られないという現実があります。扶養の問題とか、社会保障の在り方の問題とか、すごく大きな議論になってしまうのですけれども、社会の制度や慣行を見直していかないと、経済力の差を生み出す構造が変わらなくて、格差が埋まらず、逃げられないという状況につながります。逃げない生き方を選択するのは、それはそれで一つの生き方かとは思いますが、そして被害が逃げないですむ支援の在り方を考えていかなければいけないのだとは思いますが、現状として、逃げられない、逃げないという背景には、女性の経済力の弱さがあると思います。DVも社会構造の中で起きていることを踏まえるということを入れていただきたいと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

可児委員、どうぞ。

○可児委員 DV対策の強化の関係で、若干強化に逆行するのではないかという事例が最近起きているので、情報提供も含めてお話ししたいと思います。

御承知のとおり、DV被害者の方は、あまり金銭的な余裕のない方が多いので、弁護士に依頼するときには法テラスの民事法律扶助を使うことが多いのです。さらに、DV被害者の方で経済的暴力も受けているような方だと、借金をさせられていて、離婚だけではなく

て自己破産についても法テラスの民事法律扶助を利用しなければいけない方が結構います。これまでは離婚事件であっても自己破産事件であっても法テラスは法律扶助をしてくれていたのですが、ここ何か月か、急に法テラスの運用が変わってきまして、自己破産について民事法律扶助を利用している場合、離婚事件について法律扶助の申請をしても、扶助を認めない、扶助しない、あるいは、扶助の決定は出すのだけれども立替払いをしないといった形の対応がなされているという報告が全国のいろいろなところから上がってきています。しかもそういった運用の変更がなされたことに関して全く通知はされておらず、法テラス内部の運用の変化でそういったことがなされています。もしそういった対応がなされてしまえば、今後、DV被害者は、離婚事件等に関して、あるいは、保護命令の申立て等に関して、自己破産の申立ての件で扶助を受けてしまえば弁護士の支援が受けられない状態になってしまいます。これはDV対策の強化という点でいけば完全に逆行していますので、そういった問題が起きていることをぜひ知っていただきたい。今日は法務省も来られているようで、法テラスは法務省の所管ですので、こういった経過でそういった運用変更に至ったのかというところをもしお答えいただけるのであれば、お答えいただきたいと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

DVのほうはまだあまり伺っていなかったもので、ちょうど今、質問いただいたところで、可能であれば、今のお話を。

○法務省 今御紹介いただいたような運用を変えたという話を私どもは承知しておりませんので、持ち帰りまして担当部署に確認させていただきたいと思います。

○小西会長 よろしく申し上げます。

複数の方から挙がっていたのが、DVの保護命令の対象として、身体的な暴力だけでなく、もっと広げてほしいということがあったと思いますけれども、そちらについて、例えば、現状などが分かれば教えていただければと思いますが、何か。

すみません。今のところは、幾つかこれからの大事な点が出てきたと思いますけれども、承るということで、こちらでまとめさせていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

種部先生、お願いします。

○種部委員 時間はいいですか。

先ほどの学校での生命（いのち）の安全教育をこれから強化し性虐待を防止することなのですけれども、教育をすると開示をする子が増えることを頭の隅に置いて教育のプログラムを立てられているか。

○小西会長 大変失礼いたしました。種部先生、もう一度お願いしていいですか。ごめんなさい。

○種部委員 文科省の方に御意見や進捗状況についてお伺いしたいと思います。

生命（いのち）の安全教育は、これから具体的なことを学校の中で進めていこうという段階でありますけれども、この生命（いのち）の安全教育の中で、例えば、プライベートゾーンへのタッチや性虐待が行われていることが教育によって分かったときに、教育の後で被害が開示されることがあります。「被害を受けています」、「それはおうちでいつもやられているよ」など、特に低学年、4年生以下については、教育の後に「先生、これはいつもうちでやっているよ」とけろっと言ってしまう。周りの子供たちもそれを耳にしてしまう。子供によっては親御さんに伝えたりして、あっという間にうわさが広まってしまうこともあります。4年生以上、5年生ぐらいになりますと、逆にこれは大変なことをされているのだということに初めて気がついて、開示しやすい、アンテナが上がっている先生を探し始めます。このように被害開示をした子供に対する初動対応をどうするのかということがセットで準備されるべきです。例えば、記憶の汚染のないように共同面接に持っていく方法、あるいは、児相通告はどうすればいいのか、周りの子供たち、被害開示を一緒に聞いてしまった子供たちにどういうケアをしていくのかということも含めて、対応についても方針を決めておかないと、教育だけをやるというのはちょっとまずいのではないかと思っています。どのようにこれから取り組んでいかれるのか、もしお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

今のことは文科省に関する質問でしたけれども、今日はせっかく厚労省の方にも警察の方にも来ていただいていますので、全部のところに御意見あるいは現状についてお話しただきたいと思うのです。

厚労は、結構いろいろなところ、中絶薬、避妊薬の話が出ていたり、種部先生からは、配偶者同意の話あるいは医師とどうやって連携するかという話とか、児童虐待で特に性的虐待があった子に対するその後の問題も出ていたと思いますが、幾つかについてお話しただければと思いますけれども。

○厚生労働省 厚労省です。

児童虐待の連携の話であったり、医療機関との連携の話だったり、中絶薬の話であったり、いろいろとお話をいただいたと思います。直接の担当が今日はいないのですけれども、こちらにつきましてもまた内閣府さんともよく相談しながら連携を図って対応すべき問題ではないかと考えております。

社会の中で女性の経済力が弱くて、扶養や社会保障全体の問題ということで、非常に大きいお話だったとは思いますが、私どもはたまたま独り親施策も所管しておるものですから、その独り親施策の中で、例えば、これは仮に離婚した場合になってしまうかもしれないけれども、その場合に養成機関で手に職をつけていただいて自立していただくといった施策も行っております。高等職業訓練促進給付金といった施策があるのですけれども、そちらでデジタル分野の資格を新たに拡充するといったことが令和3年度の時限措置で行うといった施策もやっております。そういった細々とした施策も含めて引き続き

支援をしてまいりたいと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

コロナの対策が一つ大きな問題として男女共同参画会議でも挙がっていきまして、例えば、コロナ禍でDVや性暴力の相談が増えているということは官房長官も最後に取り上げておられました。それは大きな問題として認識されているのだと思いますけれども、例えば、そういうことが実際に起こってくるのは、別にDVだけの問題ではなく、特に女性の経済力の弱さがもともと構造的にあるから、一緒にさらに起こってくるという認識を持っていただきたいと思いながら、その男女共同参画会議のときに私は聞いていたのです。そういう意味では、厚労にはコロナ対策でも女性の視点をしっかり持って話を進めていただければと個人的には思っております。

警察のほうは、いかがでしょうか。

○警察庁 警察庁捜査第一課長でございます。

本日は、直接の御意見や御質問等はいただかなかったと思うのですが、いろいろとお話を伺っておりますとおり、性犯罪につきましては、被害者に対しまして身体的にも精神的にも極めて重い被害を与えるものであると認識しておりますし、DVの対策についても非常に大事なことと考えております。

今後、引き続き、警察といたしましては、例えば、骨子案にある⑦の警察における被害申告・相談をしやすい環境の整備をはじめとして、被害者の心情に配慮した適切な対応が徹底されるよう警察として取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございますか。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 厚労省に質問なのですが、先ほど骨子案にもあったように、婦人保護事業の支援がございましたけれども、厚労省でやっていらっしゃる困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会があったと思うのです。それが中間取りまとめが出された後で動いていないように見えるのですが、それについて何か情報があれば提供いただければ助かります。よろしく願いいたします。

○厚生労働省 厚労省の子ども家庭局です。

御質問をありがとうございます。

御承知のとおり、困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会は、令和元年10月に中間取りまとめを行いました。そのときに、令和元年11月頃だったと思いますけれども、政府与党、自民党と公明党のPTに一度御説明してございます。その後、コロナ禍ということもあって、なかなか動きが止まってしまったといったことがあったかと思いません。

今、そういった与党の中で動きがあるようには伺っておりますけれども、私どもが具

体的に知っている内容ですと、この3月と4月に再び自民党と公明党の部会が動き始めたということで、関係団体からヒアリングを行ったという情報を聞いております。そのヒアリングを行って、現在、与党の中でまた検討を続けていただいていると認識しております。

○小西会長 ありがとうございます。

○後藤委員 厚労省としての役目は一応終わって、今、政治段階にいるという理解でよろしいのでしょうか。

○厚生労働省 私どもといたしましては、中間取りまとめで方向性をお取りまとめいたしましたので、できるだけその方向で、立法化をするのだとすれば立法化に向けて、先生方にお話ししていただいたのでしたら、それに関しまして何かあるようでしたら、引き続き協力していきたいと考えております。

○後藤委員 ありがとうございます。

○小西会長 それでは、文科省からさっきの生命（いのち）の安全教育とかの話ですかね。お願いします。

○文部科学省 種部先生から御指摘がございまして、生命（いのち）の安全教育の関係でございすけれども、教材と併せて教師が参考にするための手引きを作成しております。その中で、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイントをかなり冒頭に示しております。例えば、被害開示を受けた場合には安心して話せる場所に対応することとか、家族や学校のほかの教員とどの辺りまで共有していいのかという同意を取るとか、聞き取りの場合には「なぜ」や「どうして」という圧力をかけるような言葉は使わないこととか、そういった配慮が重要だという御指摘がございましたので、手引きの中に記載しておりますので、それに沿って対応していただきたいと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

今日は、基本的に皆さんの御意見を伺うことを主体として、まとまったところで答えてもらおうと思いつながりながらやっていたのですけれども、なかなか整理がうまくいかなくてどうも申し訳ございません。

取りあえず、今の段階で、私が質問したことにぜひ答えが欲しいという方はもう一度お手をお挙げいただけますか。大丈夫ですかね。

中村先生、どうぞ。短めをお願いします。

○中村委員 DVの④加害者プログラム試行実施という辺りは内閣府の所管だと思うのですが、今年度はどういう方針なのかということと、ついでに、加害者プログラムがあればいいというわけではなくて、先ほど来述べているように、心理的暴力などの見直しがかかれば、かなり大規模な形で暴力の定義が変更されますので、相談の幅が広がるし、加害の幅が相当広がってきます。それに対してどういうプログラムがいいのかという点では、加害から相談やプログラムへと持っていくフレームが要るのですよね。そこに対していろいろソーシャルワーク的な動きが要るのだと前も議論していたので、そういうことも視野に入っているのだろうかという辺りを、④だけでなくいいのですが、定義を見直せば見直す

ほど全体が変更されてくるなという辺りの網かけをしたほうが良いと思います。特に④にお答えしていただきつつも、全般をお願いしたいと思っています。

○小西会長 お願いします。

○林局長 ありがとうございます。

まず、DVの加害者へのプログラムの件ですけれども、私どもは、試行実施をして、その結果、いろいろなことが分かってまいりましたので、今年度は、これをさらに広げて、特にこれを地域で使っていただけるようにガイドラインをつくるということに着手をしたいと思っています。具体的にどういったことに配慮をしながら加害者プログラムをしなければいけないのかというガイドラインを具体的に議論して進めていきたいと考えております。それを策定して、最終的にはそれを各地でやっていただけるようにしたいというのが私どもの目指している方向でございます。加害者プログラムについては、これが一つでございます。

先ほど来、先生方から御議論がありましたDVでも、身体的暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力についても、これは通報の対象とすべきではないかという御指摘をいただきました。私どもも、DV相談+（プラス）を、昨年、コロナ対応もあって始めてみましたら、先ほど納米先生からも御指摘がありましたように、精神的暴力、経済的暴力が非常に増えているということで、これについては対応が必要だろうと思っています。また、この専門調査会でもDV対策の今後の在り方ということで御提言いただいたところでありまして、その中でも通報の対象となる暴力の形態、保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲について、こうした精神的暴力や経済的暴力についても含めて考えるべしというお話をいただいております。そういうことで、この件は非常に大事な話だと思っています。今度は、これを具体的にどういうふうに法制化していくかというのが大変大きな問題だと考えています。私どもとしては、今後、この専門調査会で専門的に御議論いただきたいと思っている点でございます。今日のところは取りあえず女性版骨太の方針に何を盛り込むべきかという議論なのでここまでなのですが、今後、この経済的・精神的暴力をどう定義してどういうふうに法的に位置づけてちゃんとワークをするようにするか、これは大きな話でございます。これを専門的に御議論いただくというのをぜひこの専門調査会の中で、体制についてはまた専門家の方をお願いするようなことが必要になると思いますので、例えば、専門調査会の下にワーキンググループなどをつくって御議論いただくといったことをして、それを法改正に結びつけていくというのが最終的なゴールと思っています。DV法に関しては、累次改正がなされてきて、例えば、その対象に、結婚していなくても、事実婚あるいは同棲であっても認めるとか、いろいろな範囲の拡大をしてきております。DV法はまた3年後見直しのときに来ておりますので、私どもとしては、ここの専門調査会できちんと御議論いただき、それを今度は具体的な法改正に結びつけていきたいということで、これは今年度の大事な仕事だと考えております。そういった方向性はぜひ今度の重点方針の中にも盛り込んでいきたいと思っています。

もう一点だけ、よろしいですか。先生方から御議論いただいた中で、逃げられない状況というお話がありました。結局、DVもそうですし、あるいは、性犯罪の話もそうなのですが、コロナの中で明らかになったことの一つは、男女共同参画が日本では進んでいなかったということに尽きると思います。今、コロナ禍でDVの相談件数は1.5倍になっています。性犯罪・性暴力に関するワンストップ支援センターでの相談件数は、昨年度の上半期は1.2倍で、下半期の数値の集計がちょうどできたところなのですが、下半期については1.3倍に増えているという状況でございます。私どもは、これを大変心配しております。コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会も、先日、連休前に報告書を取りまとめでいただきましたけれども、こうしたいろいろな問題がコロナ禍で起こるのは、平時の男女共同参画が進んでいなかったからで、こういったことが大きな問題であって、まずはコロナ対応優先ですけれども、さらにもっと腰を据えて男女共同参画をしっかりと進めていくことが大事だと考えております。こうしたことが、先ほど納米先生からも御指摘がありましたけれども、例えば、逃げられないDVといった問題への対応にもなると考えております。しっかりと進めてまいりたいと思います。

また、今日、各省の課長の方々にお越しいたきまして、皆様方のお話を一緒に聞いていただきました。これからも、まずはこの重点方針の策定に向けて、各省の課長の方々と連携してしっかりと取りまとめでまいりたいと思いますし、さらにこの女性版骨太の方針を取りまとめた後も、それを実行し、さらに新しい課題にも対応していくという中においても、各省の方々としっかりと連携をしてやってまいりたいと思います。

引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

○小西会長 ありがとうございます。大変心強い言葉をいただいて、ありがたいと思います。

今日は本当に上手に振れなくて申し訳なかったのですが、逆に言うと、本当にいろいろな省庁にまたがる課題なのですよね。現場を見ている人たちにとっては当然のいろいろな問題があるのだけれども、縦割りの中で、今日、聞いて、不適切な方に振ったりしたかもしれませんけれども、そういうものが現実だなと私は感じました。それでも総合的に進めていくしかないわけで、ぜひ皆様方の専門的な意見をいただいて、それを反映して、時には省庁の方に困っていただいて、変えていくしかないのかなと思っております。

本日いただいた御意見も踏まえて、最初にお話ししました重点方針案を作成し、私と納米委員がメンバーとなっています親会議の男女共同参画会議において、今後、重点方針の決定に向けて議論していくことになっております。今日いただいた御意見は、整理して、しっかりお預かりしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、今後の予定について、事務局から連絡をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 今後の予定に関しましては、まだ日程は決まっておりません。詳細につきましては、決まり次第、担当から御連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○小西会長 それでは、以上をもちまして、第115回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

今日は、いろいろと不手際がありまして、音声も途中で途絶えたりしまして、申し訳ございませんでした。

皆様、どうもありがとうございました。